福島市5歳児健康診査導入のための検討委員会設置運営要綱

(目的)

第1条 この要綱は、母子保健法(昭和40年法律第141号。以下「法」という。)第13条により、福島市において必要に応じた健康診査の検討及び実施をするため、「福島市5歳児健康診査導入のための検討委員会」(以下「委員会」という。)の設置及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

- 第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。
 - (1) 5歳児健康診査導入に関する事項
 - (2) 地域のフォローアップ体制に関する事項
 - (3) その他

(組織)

- 第3条 委員会は、別表に掲げる構成機関等により構成する。
- 2 当該構成機関等のほかに市長が必要と認める場合は、必要な機関等を会議に出席させることができる。

(会議)

第4条 委員会は、必要に応じこども家庭課長が招集する。

(委員長及び副委員長)

- 第5条 委員会は、委員長、副委員長、及び委員をもって構成し、市長が委嘱、または任命する。
- 2 委員長は、委員会の事務を統括する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長が不在のときは、その職務を代理する。

(委員)

- 第6条 委員は委員会を構成する機関等の長により、推薦された者、または所属課長の承諾をされた者をもって充てる。
- 2 委員の任期は、第2条の主な検討事項に関する審議が終了したときまでとする。ただ し、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員会の公開)

第7条 委員会は、これを公開とする。ただし、公開することにより公正かつ円滑な委員会の進行が著しく損なわれると認められる場合、またはこども家庭課長が公開しないと決めたときは、この限りでない。

(事務局)

第8条 委員会の庶務は、こども家庭課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年6月5日から施行し、第2条に規定する所管事務の終了をもってその効力を失う。

別表(第3条関係)

別な(おり木内が)			
福島市医師会代表者			
福島県立医科大学代表者			
福島県公認心理師会代表者			
こじか「こどもの家」発達支援センター代表者			
あづま児童発達支援センター「宙」代表者			
福島市私立認可保育施設連合会代表者			
福島市小学校長会代表者			
	こども家庭課代表者		
	学校教育課代表者		
福	教育研修課(福島市総合教育センター)代表者		
島	福島市立ふくしま支援学校代表者		
市	幼保支援課代表者		
	健康づくり推進課代表者		
	障がい福祉課代表者		

5歳児健診導入のための検討委員会委員名簿			
機関等名称	役職	氏名	
福島市医師会	理事	五十嵐 悦雄	
福島県立医科大学	学内講師	鈴木 雄一	
小児科学講座			
福島県公認心理師会	事務局長	佐藤 佑貴	
こじか「子どもの家」	総括主任	和田 まりえ	
あづま児童発達支援センタ	センター長	辺見 千鶴子	
一「宙」			
福島地区小学校長会	福島市立庭塚小学校長	熊谷 賀久	
福島市私立認可保育施設連	役員 (会計)	大槻 芳恵	
合会	福島敬香保育園園長		
障がい福祉課	課長	市川 広範	
健康づくり推進課	課長	星 百枝	
幼保支援課	主任技査	信太 由紀子	
学校教育課	管理係長	佐藤 隆彰	
教育研修課	課長	齋藤 亮一	
福島市立ふくしま支援学校	校長	永峯 秀桐	
こども家庭課	課長	梅津 庄司	